

— 目次 —

- 平成 29 年 5 月の税務
- 事業と非事業の判定

いつもお世話になっております。

風薫る五月になりました。

爽やかな風に身も心もリフレッシュできる季節ですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成 29 年 5 月の税務

5/10

- 4 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5/15

- 特別農業所得者の承認申請

5/31

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 2 月、3 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (1 月決算法人は 2 ヶ月分、個人事業者は 3 ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税の納付

○鉾区税の納付

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

事業と非事業の判定

◆事業的規模の不動産所得

不動産貸付けでの事業的規模の判定には、5棟10室基準があります。不動産所得は、その不動産貸付けが事業的規模かどうかによって、所得金額の計算上の取扱いが異なります。この基準を満たすと地方税の事業税の対象になるとともに、所得税では、賃貸用固定資産の取壊し除却などの資産損失、賃貸料等の回収不能による貸倒損失、事業専従者給与（事業専従者控除）、65万円の青色申告特別控除などの必要経費算入が認められます。

5棟10室基準は形式的な基準なので、所得税では、実質的に事業と認められる実態があるか否かの社会通念上の判断に適えばよい、とされているので、形式基準未満でも事業的規模とする余地があります。

◆不動産所得以外での事業的規模

他方不動産所得でない場合は、事業による所得は事業所得、業務（事業的規模以外）による所得は雑所得と分類されており、この事業所得か雑所得かによって、事業専従者給与（事業専従者控除）や青色申告特別控除などの必要経費算入、赤字の損益通算、損益通算後の青色欠損金の3年間繰越などの適用の有無が生じます。

事業所得か雑所得かの判定は、サラリーマンの副業での赤字の損益通算の場面で是非を問われることが多そうですが、サラリーマンの副業も、退職して給与所得者でなくなり、年金生活者になってからも引き続き営むものについては、最早副業ではないので、判定のハードルは低くなります。

◆年金所得者の事業所得

損益通算に関しては、年金所得との通算は雑所得内でも出来ることなので、事業所得か雑所得かの区別に意味はありませんが、特に事業的規模に至らない不動産所得がある人の場合は、事業所得が赤字でも不動産所得から65万円の青色申告控除が出来るので、相変わらず大きな意味があります。

日経新聞に、「働いて年金満額もらう法」という見出しで、定年延長や再雇用ではなく、従来の勤務先と個人事業主として業務委託契約を結べば年金減額の在職老齢年金制度の適用を免れられる、とありました。この場合には、消費税をどうするというテーマにもなります。事業をめぐる判定のみならず、各人の処世にも関わる選択肢です。

◆◆ さいごに ◆◆

暖かい日が続くと同時に若葉が目につくようになりました。

先日、柔らかな春風に誘われて近くの県民の森の中を散策して来ました。

自然の息吹を全身に感じながら、生気をもらい自然の有り難さを感じた一日となりました。

日本は、四季の変化による風景や穏やかな気候の変化が素晴らしいとよく言われますが、この時期が私は最も好きな季節です。

皆さんも是非時間を作って、若葉の中を散策してみても如何でしょうか。

(山)